

2013年12月27日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 【本件に関するお問い合わせ】 営業部 03-5290-3519

「日米4資産スマートバランス（愛称：きんとう君）」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、「日米4資産スマートバランス（愛称：きんとう君）」を2014年1月16日に設定しますので、お知らせいたします。

商品分類及び属性区分

商品分類		属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合(債券、株 価指数先物取引、債券先物取引)))	年1回	北米・日本	ファミリー ファンド	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として米国と日本の株価指数先物取引および債券先物取引、先進国の公社債等への投資を通じて、信託財産の着実な成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色

1 主として、米国と日本の株式、債券に分散投資し、特定の市場動向に左右されない、信託財産の着実な成長を目指します。

◆実際の投資にあたっては、日米の株価指数先物取引および債券先物取引を活用します。

	株式	債券
米国	S&P500株価指数先物取引*	米国債10年先物取引
日本	TOPIX先物取引	日本国債10年先物取引

※1/5の単位で取引できる、EミニS&P500株価指数先物取引を活用する場合があります。

・取引対象は今後変更になる可能性があります。

◆先物取引以外の部分については、主として先進国の国債に投資を行います。

◆中長期的に推定されるリスク水準は標準偏差4.0%(年率)程度*です。

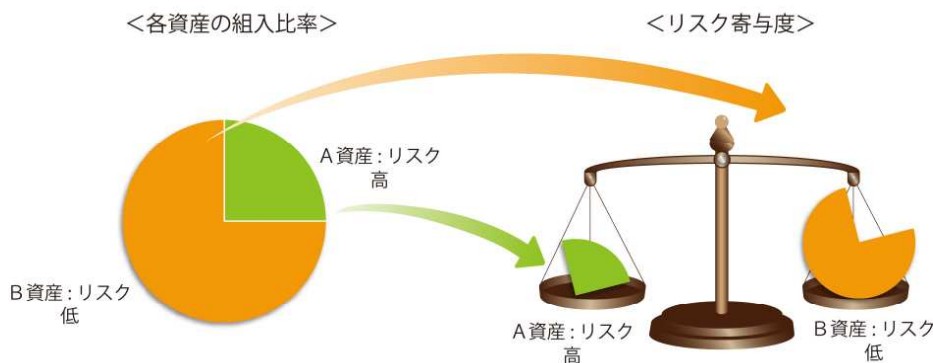
標準偏差：投資における代表的なリスク尺度です。リターンのはらつき具合を示す統計値であり、標準偏差の値が大きい程リターンのはらつきが大きくなります。

※上記数値は運用成果を保証するものではありません。また、将来変更される可能性があります。

◆ファミリーファンド方式で運用を行います。

2 「リスク・パリティ運用」を活用します。

- ◆株式、債券の値動きがファンド全体に与える影響(リスク寄与度)を、概ね<均等>とするように、各資産の組入比率を決定します。
 - ・組入比率の見直しは、原則、月次で行います。
- ◆組入資産の配分を均等とする資産配分固定型のファンドに比べて、リスクの低減が期待できます。

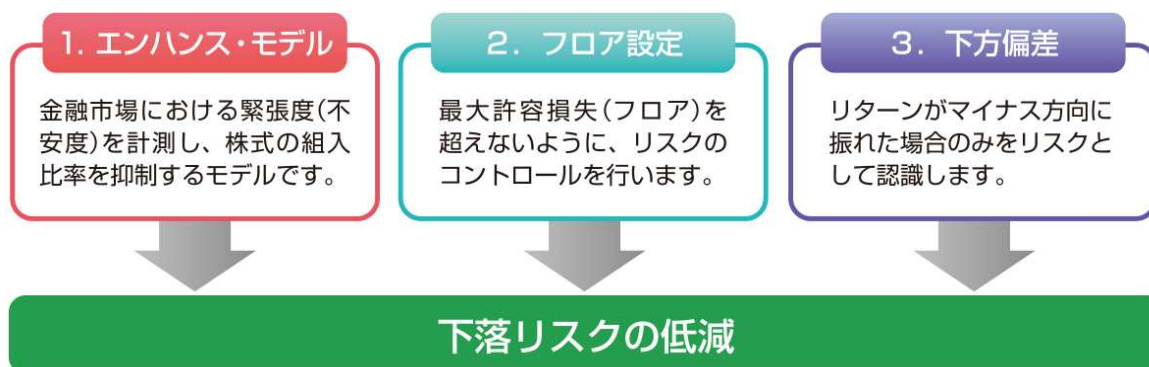


※上記はイメージ図であり、実際の運用状況を表したものではありません。

3 当ファンドでは「リスク・パリティ運用」に<独自の3つの仕組み>を追加することにより、下落リスクに強く、安定した運用成果を目指します。

- ◆リスク・パリティ運用は、リスク・コントロールに優れた運用手法ですが、時期によっては下落リスクを的確に把握できず、運用収益が大きく減少する可能性があります。そのため、当ファンドでは、<独自の3つの仕組み>を加えて、より安定した運用を目指します。

当ファンドの<独自の3つの仕組み>



1. エンハンス・モデル

- ◆日本・米国それぞれの金融市場における緊張度(不安度)を計測します。緊張度(不安度)が高まると、一般的には株価が下落する可能性が高まりますので、株式先物取引の買建額を減少することで株式の組入比率を引き下げます。
※組入比率を引き下げた状態で、株価が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。
- なお、この期間中は、リスク・パリティ運用にはなりません。緊張度(不安度)が解消されたと判断した場合は、通常のリスク・パリティ運用を再開します。

2. フロア設定

- ◆ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
 - ◆当ファンドでは、月次で最大許容損失(フロア)の設定を行い、月次リターンが最大許容損失(フロア)を超えないように、月中にリスクのコントロールを行います。
 - ・リスクのコントロールは、先物取引の買建額を減少させることにより行います。
- ※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。

3. 下方偏差

- ◆リスクの計測には、一般的に標準偏差を用いますが、当ファンドでは「下方偏差」を用います。
- ◆標準偏差では、リターンがマイナス方向に振れた場合だけでなく、プラス方向に振れた場合もリスクとして捉えるのに対し、当ファンドの「下方偏差」では、リターンがマイナス方向に振れた場合のみをリスクとして認識します。

4

実質組入外貨建て資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行います。

5

年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ◆決算日は原則1月8日(休業日の場合は翌営業日)。初回決算日は、2015年1月8日です。
- ◆将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ◆必ず分配を行うものではありません。

- ・当ファンドは、レバレッジを利用して投資対象資産(日米の株式、債券)に対して2倍の値動きを目指して運用を行う「日米4資産スマートバランス マザーファンド」、およびわが国の残存期間の短い公社債や短期有価証券等に投資を行う「マネープールマザーファンド」に概ね50:50の比率で投資します。
- ・したがって、当ファンドは、レバレッジが概ね1倍となり、実質的に日米の株式、債券と同程度の値動きを目指して運用を行います。

※「日米4資産スマートバランス マザーファンド」の実際の投資にあたっては、日米の株価指数先物取引および債券先物取引を活用し、原則として、買建額の時価総額の合計が当マザーファンドの純資産総額の2倍程度になるよう調整します。

※資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

レバレッジとは…

レバレッジとは「てこ」を意味します。小さな力で大きなものを動かす「てこ」の作用になぞらえ、少額の投資資金で、投資資金を上回る金額分の取引を行うことをいいます。

例えば先物取引等において、当初の投資金額に対して数倍の取引を行うことで、対象とする商品の価格変動に対して、大きな投資効果が期待できます。ただし、その反面、通常の投資よりも大きな損失が発生することがあります。



投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

当ファンドの主要取引対象である株価指数先物取引および債券先物取引の価格は、先物市場の需給により変動します。

株価指数先物取引は国内外の政治・経済情勢、市況等、対象となる指数を構成する株式の価格の影響を受けます。債券先物取引は、金利の変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。

先物の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

有価証券等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

◆レバレッジ取引について

主要投資対象の1つである「日米4資産スマートバランス マザーファンド」において、株価指数先物取引および債券先物取引の買建額が、原則として当マザーファンドの純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。

したがって、株式や債券市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。

なお、当ファンドでは、「日米4資産スマートバランス マザーファンド」と「マネープールマザーファンド」に概ね50:50の比率で投資しますので、レバレッジ1倍といえます。

《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成26年1月14日から平成26年1月15日まで 継続申込期間 平成26年1月16日から平成27年4月7日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成31年1月8日まで(設定日 平成26年1月16日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、1月8日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成27年1月8日。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に 3.15%*(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.6825%*(税抜0.65%)を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 ※消費税率が8%になった場合は、年率0.702%となります。 運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです(年率)。</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>税抜0.30%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>税抜0.30%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>税抜0.05%</td> </tr> </table>	委託会社	税抜0.30%	販売会社	税抜0.30%	受託会社	税抜0.05%
委託会社	税抜0.30%						
販売会社	税抜0.30%						
受託会社	税抜0.05%						
その他の費用・ 手数料	<p>◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00462%*(税抜0.0044%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円*(税抜25万円))を上限とします。 なお、上限額は変動する可能性があります。 ※消費税率が8%になった場合は、それぞれ0.004752%および27万円となります。</p> <p>◆その他の費用(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・売買委託手数料に対する消費税等相当額 ・先物取引・オプション取引及びコール取引等に要する費用 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等 <p>(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>						

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成26年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社（信託財産の運用指図等を行います。）
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託会社（信託財産の保管・管理等を行います。）
株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

販売会社（受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。）
株式会社SBI証券（取扱開始：2014年1月21日）

ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。